

名古屋市大規模災害時受援計画【概要版】

I 総論

1 趣旨

平成28年熊本地震の被災自治体において、応援受入れの際に多くの混乱が起きたことを受け、平成29年3月に国は、「地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン」を示した。

このことを踏まえ、本市職員での対応や協定等に基づく災害時応援の枠組みだけでは対応できない場合に、国や他都市等からの人的・物的支援を円滑に受入れるための計画として、受援体制や受援が必要な業務などを事前かつ具体的に定める名古屋市大規模災害時受援計画を策定する。

2 計画の適用及び実施期間

以下の場合において、災害対策本部長が受援を必要と判断したときに適用。

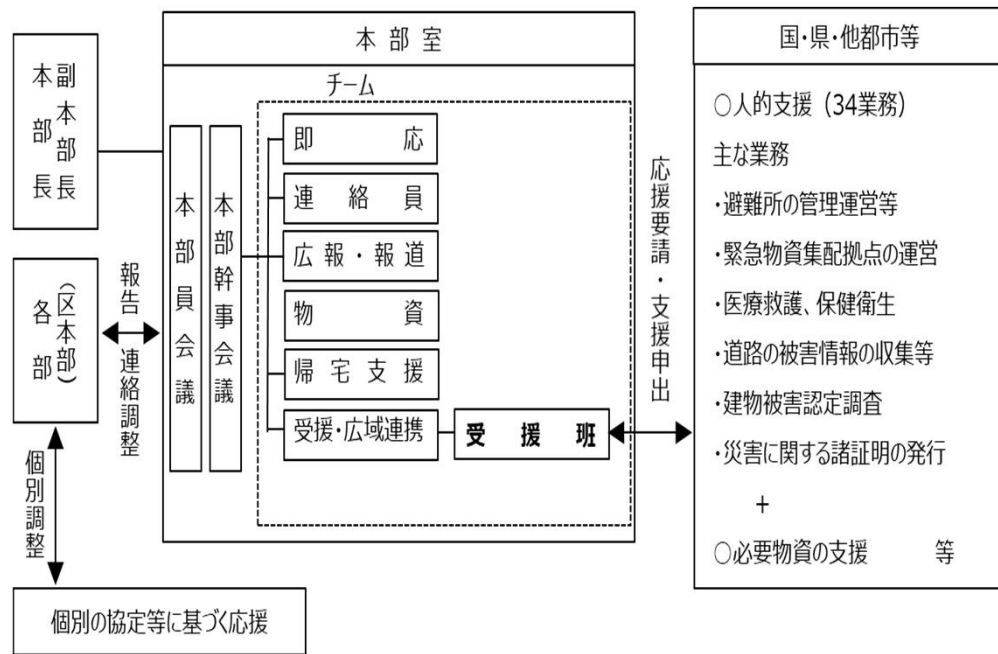
(1) **本市内で震度6弱以上の地震が発生した場合**

(2) (1)に相当する災害が発生した場合

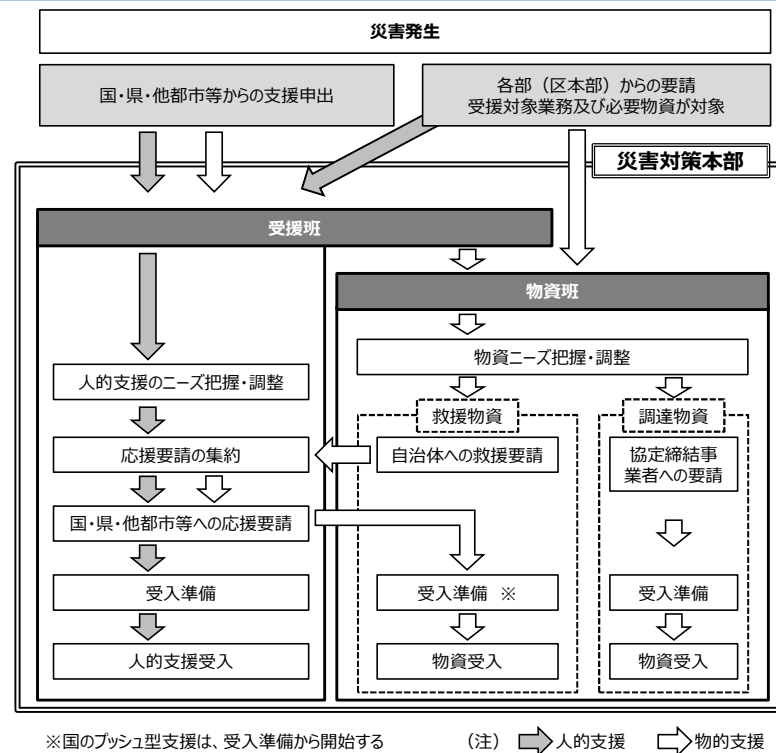
実施期間は「**発災後1か月まで**」を基本とする。

II 受援体制

災害対策本部に、主に人的支援を担当する**受援班**を設置する。物的支援については物資班が担当する。



III 受援業務の流れ



IV 受援対象業務の選定の考え方

「名古屋市業務継続計画」において選定した災害対策業務のうち、ガイドラインや平成28年熊本地震における熊本市の人的応援の受入実績等を考慮の上、あらかじめ**34の受援対象業務**を選定した。

